

インターネット販売で
就労機会を開拓
知的障害者支援センター
はばたき(糸満市)

糸満市照屋にある知的障害者支援センターはばたき(喜納兼永理事長)では、昨年からインターネットを介した商品販売を始めている。

ハイビスカスやブーゲンビリア、マンゴーなどの地域の特産品を生産農家から預かり、ホームページで紹介。全国の消費者から注文を受け付け、商品を発送するというもの。はばたきでは平成14年にNPO法人として活動をスタートさせて



▲はばたきの小規模作業所セルプ翼のメンバーと、購入した車両

以来、小規模作業所でのパンの販売等を行ってきたが、今回のインターネット販売によって新たな事業展開が期待できる。

現在通う利用者は7名。普段は糸満市にある「小規模作業所セルプ翼」でパンの製造・販売を行っている。インターネット販売の注文が舞い込めば、スタッフ3名とともに受注商品を発送するための梱包作業にあたる。こうしたインターネット販売の利点は、商品の在庫を抱えずに

金城さや佳さん 見事 琉大合格

「鳥添の丘」施設ぐるみでサポート

南城市にある児童養護施設「鳥添の丘」(比嘉恒雄施設長)の金城さや佳さんがこの度、見事、琉球大学文学部に合格した。同施設では初の4年制大学合格となる。

さや佳さんはとても勉強熱心で中学生の頃から大学進学を決意。高校も向陽高校への進学を熱望し、周囲を説得。進学後は塾へ通うことなく学校とホームで一生懸命勉強を重ねた。

さや佳さんの頑張りに対し、施設も全体で彼女をサポート。幼児を含む60名の児童が生活するホーム(15名単位)では、勉強部屋の確保もままならない。そこで施設職員の仲櫛球美さんは「勉強に集中できる静かな環境の確保に努めた」と振り返る。



▲掲示された受験番号を指さし笑顔の金城さや佳さん

こうして、さや佳さんは休憩室や相談室を使用して受験勉強に励むことができた。職員だけではなく、入所児童もさや佳さんの当番活動を肩代わりして彼女を応援した。

各種助成事業も積極的に活用し、昨年丸紅基金より車両購入の助成金を受けた。車両は受注商品の搬入など法人の事業に役立てられている。

また、地域社会との交流を目的と

した「パン焼き教室」を開催するなど、福祉への理解を深める啓発活動もあわせて実施している。

障害者自立支援法の本格施行を受け、障害者の就労支援の強化が図られる。はばたきでは、「今後も地域と密着しながら、就労機会の拡大に努めていく」(喜納事務局長)とのこと。はばたきのホームページアドレスは、
<http://habataki.ocnk.net/>

や佳さんに、職員や児童、ボランティアはみんな一緒に祝った。さや佳さんは「みんなには本当に感謝しています」とお礼を述べる。

大学では国際学や国際政治を専攻すること。アルバイトをしながらの大学生活となるが、その表情からは希望が満ちあふれていた。

本ページの「ほっとニュースTOPICS」では、県内各地の福祉に関する話題を紹介しています。原稿は担当者が取材にうかがって執筆します。HOTで「ほっと」するような話題がありましたら、沖縄県社協企画広報部までご連絡下さい。

シリーズ 活動最前線

愛の泉保育園

花が育む豊かな心

今回は沖縄市高原にある、愛の泉保育園(金城キヨ子園長)を紹介する。

愛の泉保育園を訪れると色とりどりの花々が出迎えてくれる。何十種類にもおよぶ草花は園の職員をはじめ、園児や保護者、地域住民がみんなで育てたもの。金城園長は「花を通じて優しい心を育てたい」というテーマを持って取り組んできました」と説明する。

園に隣接する空き地はかつて、空き缶が散乱し、雑草が生い茂る状態だった。そこで、園の職員と地域住民が草刈りを行い、園児たちがコスモスの種をまいたところ、花が咲き、今では地域住民にとっても憩いの場へと変身した。

園庭にも花壇や花鉢を設置して花いっぱい活動に取り組んだ。「水をやりながら花に話しかけるなど、子どもたちが花をいたわるようになり、思いやりの心が自然と身についてきました。」と金城園長は話す。



▲園の正門前にて。後方右が金城キヨ子園長

また、草花を通して地域住民との交流も生まれている。園の前を通るお年寄りも「気持ちが癒される」と大喜びだ。こうした活動が評価され、今年3月には市が主催する「花いっぱいコンクール」で最高賞のグランプリに輝いた。

このほかにも同保育園では「愛の泉クリーン隊」を結成し、定期的に周辺地域の空き缶拾いなどの美化活動にも取り組んでいる。今年、空き缶をリサイクル業者に引き渡し、貯めた収益金を「沖縄こどもの国」に寄付した。こうして地域に根ざした活動をとおして園児たちの豊かな心を育てている。

花が咲き誇るかつての空き地に立つ看板には次の標語が掲げられている。「きれいだね！見つめる心に花が咲く。」

福祉施設経営相談

(会計・税務編)

施設の外壁塗装工事を行いました。金額は多額になっていますが、工事に伴う支出については、資本的支出・修繕費のどちらかで処理したらよろしいでしょうか。

A 当該改修工事に伴う支出が10万円以上であり、かつ固定資産の使用可能期間の延長を伴う支出、又は資産価値の増加を伴う支出に該当する場合には、資本的支出として資産(建物)などに計上することになります。

具体的な例として、①建物の避難階段の取り付け等物理的に付加した部分に係わる費用の額②用途

Q&A

変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額などがあげられます。

一方、固定資産の維持管理・原状回復に係わる支出である場合には、修繕費として費用に計上することになります。社会福祉施設整備補助制度に基づいて行われる大規模修繕に伴う支出も、原則として修繕費としての計上となりますが、資産価値の増加が認められる金額については資本的支出として取り扱うものと考えられます。また、金額については、たとえ高額であっても固定資産の維持管理・原状回復に係わる支出である場合には、修繕費として処理し



県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談に関する相談を受け付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して、

2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営者支援室

電話 098(887)2037(直通)
FAX 098(887)2043(直通)